

お知らせ

「働き方改革」への取り組みについて

京都中央農業協同組合

組合員をはじめ利用者の皆様には、当組合の各事業につきまして、日頃よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、平成31年4月より、労働者の長時間労働をなくし有給休暇を取得しやすくする等、健康で働きやすい職場環境を整えることで多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、「働き方改革関連法」が施行されます。

当組合といたしましては、業務の効率化を図るとともに、これまでの業務のあり方等を見直し「働き方改革」へ取り組むこととして、下記のとおり支店・事業所等における集金・配送業務等の活動時間を一部見直しさせて頂く事と致しました。

組合員をはじめとする利用者の皆様へご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、当組合の「働き方改革」への取り組みにつきまして、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

◎業務活動時間等の見直しについて

1. 支店、事業所等での電話受付について

	受付時間	備 考
営業日	9:00～17:00	左記時間外は音声案内対応

※支店営業日は、平日（月～金）となります。

※経済センター等の営業日及び農繁期対応につきましては、別途お知らせします。

2. 支店渉外担当者、経済センター担当者の営業活動（サービス業務）について

	業務内容	業務活動時間
支店渉外	集金等のサービス業務	9:00～17:00
エリア担当等	配送等のサービス業務	9:00～16:30

※集金・配送等の業務については、上記時間での対応とさせていただきます。

ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。